様式第5号(第6条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丸亀市長

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消・停止通知書

　介護保険法第115条の45の9の規定に基づき、下記のとおり指定を（取り消し・停止）したので通知します。

記

1　事業者名

2　代表者の職名及び氏名

3　事業所（施設）の名称及び所在地

4　指定（取消・停止）年月日

5　介護保険事業所番号

6　サービスの種類

7　理由

（教示）

　　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、丸亀市長に対して審査請求をすることができます。　また、この決定の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に丸亀市を被告として提起することができます。